

各 位

株 式 会 社 東 日 本 銀 行

## 東日本銀行でんさいサービス利用規約の一部改正のお知らせ

『東日本銀行でんさいサービス』の利用限定特約「無（債務者利用有）」の決済口座として、普通預金を指定することを可能とする取扱いを開始いたします。

本取扱いの開始に伴い、2024 年 1 月 4 日から、「東日本銀行でんさいサービス利用規約」を以下のとおり改正しますので、お知らせいたします。

### 1. 東日本銀行でんさいサービス利用規約の改正点

#### (1) 利用可能な預金科目

利用限定特約「無（債務者利用有）」の決済口座として、普通預金指定を可能とする。

【東日本銀行でんさいサービス利用規約 第 10 条】

#### (2) 債務者口座から債権者口座への口座間送金決済

午後 3 時を過ぎて決済口座に決済資金が入金された場合、口座間送金決済は一切行わない。

【東日本銀行でんさいサービス利用規約 第 29 条】

### 2. 東日本銀行でんさいサービス利用規約改正箇所抜粋表

※下線箇所が改正箇所となります。

改正前	改正後
<p>第 10 条 利用者の決済口座は、利用申込書により契約者名義の普通預金または当座預金（以下「ご利用口座」といいます。）を、指定していただきます。<u>ただし、利用申込書の「利用限定特約」で「無（債務者利用有）」を指定した場合は、決済口座を当座預金に限らせていただきます。</u></p> <p>第 29 条 債務者口座から債権者口座への口座間送金決済は規程第 4 2 条により行いますが、決済口座において同一の日に当該でんさい以外の引落しがある場合は、当行所定の順序により引落します。 2 口座間送金決済は、支払期日の決済口座の残高が不足する場合には、当日の決済口座への入金を確認のうえ午後 3 時まで行います。</p>	<p>第 10 条 利用者の決済口座は、利用申込書により契約者名義の普通預金または当座預金（以下「ご利用口座」といいます。）を、指定していただきます。</p> <p>第 29 条 債務者口座から債権者口座への口座間送金決済は規程第 4 2 条により行いますが、決済口座において同一の日に当該でんさい以外の引落しがある場合は、当行所定の順序により引落します。 2 口座間送金決済は、支払期日の決済口座の残高が不足する場合には、当日の決済口座への入金を確認のうえ午後 3 時まで行います。 3 <u>前項において、当日の午後 3 時を過ぎて決済口座へ入金された場合、口座間送金決済は一切行いません。</u></p>

以 上